

岳南広域消防組合消防本部告示第 1 号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第31条の2の2第1項に規定する周波数帯を次のとおり指定する。

令和 4 年 1 月 17 日

岳南広域消防本部

消防長 池田 悦智



省令第31条の2の2第1項の規定により、消防長が指定する周波数帯は、260メガヘルツ帯とする。

附 則

この告示は、令和4年1月17日から施行する。